

去十月一日を期し臺灣も「中央標準時制」へ合流

「臺灣も中央標準時制へ合流せよ」とは、さきに天界一七一號(昭和十年七月)の卷頭に於て山本一清先生により忠言された所でありますが、昨年まで臺灣と同一標準時にあつた關東州及滿洲國が一齊に本年一月一日を期し日本内地と同一にすると發表されて以來、臺灣に於ても遽かに世間の注目をひき、是非が論ぜられてゐましたが、改正勅令が去る九月二十二日の閣議で決定し、二十五日附で勅令第五百二十九號を以て公布されましたので、茲に愈々臺灣本島、澎湖島、八重山及宮古列島と内地との一時間の差は去る十月一日を以て消滅し、これにより南洋群島を除く帝國領土は、内地は勿論朝鮮樺太及臺灣も同一標準時の下に一律せられることとなりました。

我が國の標準時は明治十九年七月十三日勅令第五十一號を以て東經百三十五度の子午線の時を以て本邦一般の標準時と定められたのですが、その後臺灣が

我が領土となりましたので、明治二十八年勅令第百六十七號を以て、東經百二十度の子午線の時を「西部標準時」とし、之を臺灣及澎湖列島並に沖繩縣八重山及宮古列島の標準時と定められ、爾後東經百三十五度の子午線の時に於ける從來の標準時は之を「中央標準時」と改められたのでありまして、此の兩標準時に一時間の差があつたのであります。

臺灣の文化は領臺以來駸々乎として進展を見、殊に近年に至つては非常なる躍進を續け、内臺間の文化、經濟、産業の聯關は益々其の度を高め殊に又ラヂオの發達、飛行機による内臺の即日連絡、無線電話の内臺間開通、内臺航路船舶の速度化等、交通及通信に關するものは一層著るしく發達を見、今や時間的に兩者の距離は著るしく短縮せられたのでありまして、昔日内臺間交通に四、五日もかかつた當時には一時間の差も問題無く、又大した不便も感じなかつたのですが、交通及通信機關の著るしく發達した今日に於ては内臺間の通話を致しますにも飛行機の發着に致しましても時間の相違から種々手違等を生ずる様

なこともあり不便を痛感する様になりましたし、特に迅速を尙ぶ商取引、報導等に於ては其の感が特に甚だしいのであります。又近來政治に經濟に凡て統制の必要を叫ばるる様になりました事と、軍事上からも内臺間に同一の標準時を用ふる事の必要に迫られましたことから、一刻も早く西部標準時を撤廢し、中央標準時を用ふる事が必要となつたのであります。

加之朝鮮では日韓合併の翌年一月一日から我が中央標準時を用ひ、又隣國滿洲國も本年一月一日から我が國の中央標準時を用ひる事となりました。此の際に於て同一國內に於て獨り沖繩縣の八重山及宮古列島並に臺灣及澎湖島に限り別箇の標準時を有する事は適當でないのであります。以上の様な次第で數年來島内に之が改正の輿論が擡頭して參りましたので、臺灣總督府におきましても内臺を通じた官衙會社其他各方面の意見を徴し慎重考慮の結果本年十月一日を以て從來の西部標準時を廢し、爾後中央標準時によることに勅令の改正を見ただのであります。

從つて中央標準時に合せるため、昭和十二年九月三十日午後十一時が十月一日午前零時となつたのであります。斯くして内臺間の關係はあらゆる方面に一層の緊密度を増し、時間的に字義通り内臺一如の實が擧つたことにもなつたのであります。

然して標準時改正の結果一般官廳の執務時間は夏期を除き一時間繰り下げを爲し、次の如くになり、尙學校其他の特殊官衙も大體一般官廳の例に準據されてゐます。

一般官廳執務時間

四月——五月 九時から五時迄

六月——九月 八時から十二時迄

十月 九時から五時迄

十一月——三月 十時から五時迄

上述の通り官廳學校等の執務時間が一時間繰り下げを原則として變更されたので此等の時間に綿密な關係を有する鐵道ダイヤも同様に一時間繰り下げが斷行

されて居ます。

銀行では標準時改正で内地この連絡が甚だよくなり、且つ銀行の営業時間は銀行法の規定で常日午前九時より午後三時半迄と決つてゐるので、島内官廳との連絡に稍不便なるも新標準時計面通り

平日 午前九時より午後三時半迄

土曜 午前九時より正午迄

營業することとなつて從來との比較では一時間早く始まり、早く仕事を終へることになりました。

最後に實施後の世評の一二を記して筆を擱くことに致します。僅かに一時間の問題であるに拘はらず社會の實生活に觸るる案件だけに、官廳や銀行會社の窓口から又は諸方の職場から種々の苦情や註文が持ち出されてゐるやうです。

『晝食は何時に攝つたらよいか』といふ問題一つでさへ相當に論議があるやうです。現在の出勤時間では正午十二時に晝食をとるとすると、午前中の勤務時間が短いのであります。此の一事は一般の官廳會社等では別に氣付かぬ事であるかも知れないが、多くの工場に於ては職工の能率は午前中は意外に多くあがり、晝食後は眼に見えて衰へるさうで、この見地から改正後も大多數の工場は晝食時間を午後零時

半又は午後一時にしてゐる様であります。工場外に於ては大體正午を晝食時間として居り一般社會と工場との間には早くも此れだけの喰ひ違ひを見てゐるのであります。

更にいま一つの喰ひ違ひは折かく臺灣が中央標準時に合流しながら官廳の勤務時間が内地の諸官衙の勤務時間とピッタリ一致しない場合が多いことであります。時計の上に於ても内臺を一途にしようといふのが中央標準時へ合流の最大眼目であるとすれば、官廳も會社も凡て内地のそれと同一時間内に勤務し、何時内臺間に電話その他で要務の打合せ等があつても支障ない様にするのが立前であるべき筈であります。然るに時間の繰り下げを行ひ、單に時計の針だけを内臺一如としたのみで、勤務時間等は内地と別々であるといふのは何のために中央標準時に合流したのか意味が判らない。内臺の社會生活を一途にし、内臺間に區別を廢せんとする所に大なる意義があるのだから官廳その他の勤務時間の如きも内地とピッタリ合ふ様に百尺竿頭更に一步を進むべきであります。

松 本 武 男

御説の通り、時計面を改めた以上、其の時計に従つて日常生活を行ふべきです。時間の繰り下げなどは全く愚の至りであります。(山本一清)